

新潟市中規模小売店舗出店届出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市大規模小売店舗等連絡協議会設置要綱（平成4年10月30日制定）第3条に規定する中規模小売店舗の新設等に係る事務の執行にあたり、その届出手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(届出事項)

第2条 中規模小売店舗の新設等の届出を行おうとする者は、第2項に掲げる書類を添付し、中規模小売店舗設置届出書（別記様式第1号）により次の各号に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

- (1) 中規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 中規模小売店舗の新設をする日
- (3) 中規模小売店舗の営業時間
- (4) 中規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (5) 当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (6) 上記小売業を営む者が使用する売場の面積及び取り扱う主な品目

2 前項に定める添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 付近状況図
- (2) 建物配置図
- (3) 建物平面図（店舗配置や面積が分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 前条の規定により届け出た事項に変更があったとき、又はこの要領の施行の際現に設置してある中規模小売店舗で前条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項に変更があったとき並びにこの要領の施行以後中規模小売店舗を廃止しようとするときは、当該建物設置者は、遅滞

なく中規模小売店舗設置変更届出書（別記様式第2号）により市長に届け出るものとする。ただし、中規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの及び、中規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって増加後の店舗面積の合計が増加前の店舗面積に百平方メートルを加えた面積を超えないものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

中規模小売店舗設置届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

設置者 住所（所在地）

氏名（名称・代表者）

新潟市中規模小売店舗出店届出要領第2条の規定により，次のとおり届け出ます。

中規模小売店舗の名称・所在地	
中規模小売店舗の新設をする日	
中規模小売店舗の営業時間	
中規模小売店舗内の売場面積の合計	
中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者名	
上記小売業者が有する売場面積及び取り扱う主な品目	

（添付書類）

- (1) 付近状況図
- (2) 建物配置図
- (3) 建物平面図（店舗配置，面積が分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（所在地）

氏名（名称・代表者の氏名）

新潟市中規模小売店舗出店届出要領第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 中規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項
（変更前）

（変更後）

3 変更の年月日